

平成21年 No.35

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

免許状更新講習の講師を担当する附属学校教員に特任教授等の称号を付与するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 9 月 2 日 役員会 審議・承認

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年 9 月 3 日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第25号

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部改正について

改正理由：免許状更新講習の講師を担当する附属学校教員に特任教授等の称号を付与するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「特任教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、本学の運営上特に必要な業務に従事する者、<u>並びに</u>大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）<u>及び</u>免許状更新講習を担当する本学附属学校教員で、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授、准教授又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 〔省略〕 (付与期間) 第5条 有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき雇用される者が特任教授等を称することができる期間は、本学に勤務する期間とする。 2 教職大学院<u>及び</u>免許状更新講習を担当する附属学校教員が特任教授等を称することができる期間は、当該担当を命ぜられた期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年9月3日から施行し、平成21年8月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「特任教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、本学の運営上特に必要な業務に従事する者、<u>及び</u>大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する本学附属学校教員で、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授、准教授又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 〔省略〕 (付与期間) 第5条 有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき雇用される者が特任教授等を称することができる期間は、本学に勤務する期間とする。 2 教職大学院を担当する附属学校教員が特任教授等を称することができる期間は、当該担当を命ぜられた期間とする。 〔省略〕